

決算剰余金の取扱いについて、次のとおり提案いたします。

登野城小学校創立140周年記念事業期成会決算剰余金による登野城小学校児童の県外派遣に関する助成金交付要綱（案）

登野城小学校創立140周年記念事業期成会（以下「期成会」という。）解散総会決算剰余金（949,597円）に関し、期成会規約第23条「本会に残余財産が生じた場合は、本校PTAに創立記念事業特別会計を設け、繰り入れるものとする」の規定に基づき運用するところだが、諸般の経済状況等を勘案し、PTA創立記念事業特別会計への繰り出しを行わず、決算剰余金を児童の派遣費として活用するため、「登野城小学校創立140周年記念事業期成会決算剰余金による登野城小学校児童の県外派遣に関する助成金交付要綱」を制定し運用する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、登野城小学校に在籍する児童（以下「児童」という。）が、学校教育活動又は社会教育活動の一環として、県外で開催される運動競技若しくは文化的活動の大会、コンクール及びコンテスト（以下「大会等」という。）に派遣される場合に要する経費に対し、登野城小学校創立140周年記念事業期成会（以下「期成会」という。）決算剰余金により、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（決算剰余金の管理）

第2条 決算剰余金の管理のため、以下の管理者を置く。

- （1） 管理責任者は期成会会長をもって充てる。
- （2） 管理責任者補助として、期成会事務局長をもって充て、管理責任者に事故あるときはその職務を代理する。

（決算剰余金の精算）

第3条 決算剰余金の精算は、（仮称）登野城小学校創立150周年記念事業期成会（以下「150周年期成会」という。）の設立総会において決算報告を行い、残金については150周年期成会へ引継ぐものとする。

（助成金交付の対象者）

第4条 助成金の対象となるものは、次に各号該当する児童とする。

- （1） 県外で開催される大会等に派遣される者で、助成対象は大会等の登録者であること。派遣とは、地区大会及び県大会等において、優勝等により派遣の推薦を受けることをいう。
- （2） 県代表の選抜選手として県外で行われる合同練習等に参加する児童。ただし、合同練習の初回のみとする。
- （3） 学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施される県外での大会等に、県代表として出場する児童
- （4） その他、管理責任者が助成金交付対象として認める児童

（助成額）

第5条 助成金の額は、別表のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の申請に関する手続きは、石垣市立登野城小学校、学校教育団体、社会教育団体及び保護

者を通して、次に掲げる書類を添えて、管理責任者へ提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大会等開催要綱
- (3) その他、管理責任者が求める書類

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、期成会解散総会の日から施行し、解散の日以降の大会等により派遣が決定した者から適用する。
- 2 助成金の交付は、決算剰余金の残高が、50,000円以下になった時点で助成金の交付を停止するものとする。
- 3 （仮称）登野城小学校創立150周年記念事業期成会の設立をもってその効力を失うものとする。

別表

項 目	内 容	
	九州大会等派遣	全国大会等派遣
助成額	個人 10,000円	個人 20,000円
	団体 30,000円	団体 50,000円
助成の制限	父母会等の活動収益の充当により、自己負担が発生しない場合は、助成金は交付しない。また、自己負担額が上記の助成金を超えない場合は、自己負担額を限度して交付するものとする	

登野城小学校創立140周年記念事業期成会
決算余剰金管理責任者 砂川 栄秀

(申請者)
団体名
代表者

個人の場合は、学校長
及び保護者、団体の場
合は団体の責任者

印

助成金交付申請書

下記の大会派遣について、助成金を交付して下さるよう大会要綱を添えて申請します。

記

【個人の場合】

派遣児童名		生年月日		学年 組
保護者氏名		住 所		
保護者連絡先	(自宅)	(携帯)	申請者連絡先	
派遣大会名称				

【団体の場合】

派遣児童名	※登録名簿添付	生年月日		学年 組
団体名称				
代表者名				
代表者連絡先	(自宅)	(携帯)		
派遣大会名称				

【管理責任者記入欄】

事 項	年 月 日	備 考
受 付 年 月 日	年 月 日	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	
交 付 年 月 日	年 月 日	